

介護保険料（平成27年度～29年度）

第1号被保険者の保険料【保険料基準額 月額5,180円（年額62,160円）】

所得段階	対象者	年度	基準額に対する割合	所得段階保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者（住民税非課税世帯）、世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入とその他の所得の合計が80万円以下の方	平成27・28	0.45	27,972円
		平成29	0.30	18,648円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の所得の合計が80万円を超えて120万円以下の方	平成27・28	0.70	43,512円
		平成29	0.45	27,972円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入とその他の所得の合計が120万円を超える方	平成27・28	0.75	46,620円
		平成29	0.70	43,512円
第4段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入とその他の所得の合計が80万円以下の方（住民税課税世帯）	平成27～29	0.90	55,944円
第5段階（基準額）	本人が住民税非課税で、課税年金収入とその他の所得の合計が80万円を超える方（住民税課税世帯）		1.00	62,160円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方		1.20	74,592円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方		1.30	80,808円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方		1.50	93,240円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方		1.70	105,672円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方		1.80	111,888円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上の方		1.90	118,104円

※ 平成29年度の割合は、現在のところ国が示しているものです。

利用者負担の見直し

◎ 一定所得以上の方のサービス利用料の見直し

平成27年8月から、65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得を有する方の自己負担割合が2割となります。ただし、月額の上限があるため、負担額が必ず2倍になるわけではありません。
所得が160万円以上、年金収入に換算すると280万円以上の所得を有する方のみ利用者負担を2割に引き上げますが、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

◎ 一定以上の資産がある方の特定入所者介護サービス費の支給要件の見直し

施設入所等において自己負担となる食費及び居住費を軽減するため、住民税非課税世帯である入居者に支給している特定入所者介護サービス費の段階区分の判定に際し、平成27年8月から、資産を勘案するなどの見直しを行います。要件は、一定額超の預貯金など（単身では1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超）がある、配偶者（世帯分離を含む）が住民税課税である場合は、支給の対象外となります。
また、平成28年8月から、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する予定です。

◎ 現役並み所得者の高額介護サービス費の限度額の増

平成27年8月から、同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の方がいる場合に、高額介護サービス費のその世帯の負担の上限額を37,200円から44,400円に引き上げます。
現役並み所得相当の方の基準は、高齢者医療と同様に、課税所得145万円以上となりますが、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯内の第1号被保険者の収入が1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合には、引き上げられません。

第6期 豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【ダイジェスト版】

発行年月：平成27年3月 発行：豊川市 編集：豊川市健康福祉部介護高齢課
〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
TEL：(0533) 89-2173 FAX：(0533) 89-2137 E-mail：kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp

ダイジェスト版

計画期間：平成27年度～平成29年度

第6期 豊川市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（とよかわ地域包括ケア計画）



計画策定の趣旨

10年後の平成37年には団塊の世代の方が75歳以上高齢者（以下、「後期高齢者」という。）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者、認知症の方が増加することが見込まれています。

このような背景を踏まえ、第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、平成37年までの中長期的な視点に立ちながら、「とよかわ地域包括ケア計画」として位置付け、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的考え方や、目指すべき取組みなどを定めました。

第6期計画のポイント

① 平成37年（2025年）のサービス水準等の推計

いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者となる平成37年のサービス水準などを推計し、介護保険事業計画に記載。

② 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

在宅サービス、施設サービスを地域で今後どのように充実させていくか、地域の特徴を踏まえて方向性を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）及び小規模多機能型居宅介護などの普及を進める。

③ 生活支援サービスの整備

高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化する取組を記載。新しい総合事業を平成29年度から施行することを踏まえ、地域づくりを推進。

④ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進

在宅医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて第6期における取組方針と施策を記載。

⑤ 住まい

高齢者の日常生活の前提となる住まいに関して、方向性を記載。



基本理念

「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」

基本目標

基本目標1 「元気で悠々ライフを共創できるまちに」(※)

健康な高齢期を心豊かに暮らすための準備や計画、健康で生きがいやふれあいのある暮らし、好きな仕事や学習の継続などを通じて、人との交流を促進できる暮らしは、広い意味で介護予防につながります。こうした、「人生を楽しむ」という視点は、現在または将来、高齢期を生きる全市民に共通して重要であると考え、これを基本目標1とします。

※共創・・・高齢者だけでなく、高齢社会を生きぬく市民一人ひとりが一体となって、高齢社会に新たな価値を創造していくこと。

方針

- 1 「人生 85 年時代」の健康づくり
- 2 「人生 85 年時代」の生きがいづくり
- 3 「人生 85 年時代」の選択と心構え

基本目標2 「住み慣れた地域で快適に暮らせるまちに」

日々の暮らしの舞台とも言える身近な地域を、日常生活圏域として設定し、関係機関との連携を図りながら、各圏域に気軽に相談できる窓口や、健康や生活機能を維持・向上する機会を設けるとともに、地域住民主体による支え合いやふれあいの活動が地域に根ざしていくことを基本目標2とします。

方針

- 1 日々の暮らしを身近に支援
- 2 地域社会の支え合いの促進
- 3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

基本目標3 「安心して介護サービスなどを利用できるまちに」

年齢を重ね、介護や医療の必要が増しても、介護サービスなどの活用によって安心して暮らせるための、必要なサービス・施設などの供給体制を整えるとともに、制度が安定的に運営できるよう、事業費に見合う財源の確保を図るなど、制度全般にわたる信頼性・持続性の向上を基本目標3とします。

方針

- 1 介護サービスなどの充実
- 2 地域支援事業の充実
- 3 事業運営に必要な財源の確保

地域包括ケア体制の強化

